# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認高知地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
  - (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 22 件

厚生年金関係 22 件

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本 文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とさ れているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与 から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生 年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立 人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和61年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月30日

平成19年6月にA社から支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主の届出遅延により年金給付の対象とならない記録とされているので、年金給付の対象となるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年6月度の総勘定元帳及び同年6月に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本 文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とさ れているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与 から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生 年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立 人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和58年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月30日

平成19年6月にA社から支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主の届出遅延により年金給付の対象とならない記録とされているので、年金給付の対象となるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年6月度の総勘定元帳及び同年6月に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本 文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とさ れているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与 から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生 年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立 人の申立期間の標準賞与額に係る記録を27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月25日

平成19年6月にA社から支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主の届出遅延により年金給付の対象とならない記録とされているので、年金給付の対象となるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年6月度の総勘定元帳及び同年6月に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、27万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本 文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とさ れているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与 から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生 年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立 人の申立期間の標準賞与額に係る記録を27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和48年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月25日

平成19年6月にA社から支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主の届出遅延により年金給付の対象とならない記録とされているので、年金給付の対象となるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年6月度の総勘定元帳及び同年6月に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、27万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本 文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とさ れているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与 から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生 年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立 人の申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和54年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月25日

平成19年6月にA社から支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主の届出遅延により年金給付の対象とならない記録とされているので、年金給付の対象となるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年6月度の総勘定元帳及び同年6月に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本 文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とさ れているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与 から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生 年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立 人の申立期間の標準賞与額に係る記録を27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和54年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月25日

平成19年6月にA社から支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主の届出遅延により年金給付の対象とならない記録とされているので、年金給付の対象となるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年6月度の総勘定元帳及び同年6月に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、27万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本 文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とさ れているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与 から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生 年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立 人の申立期間の標準賞与額に係る記録を27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和49年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月25日

平成19年6月にA社から支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主の届出遅延により年金給付の対象とならない記録とされているので、年金給付の対象となるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年6月度の総勘定元帳及び同年6月に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、27万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本 文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とさ れているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与 から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生 年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立 人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和51年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月25日

平成19年6月にA社から支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主の届出遅延により年金給付の対象とならない記録とされているので、年金給付の対象となるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年6月度の総勘定元帳及び同年6月に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本 文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とさ れているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与 から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生 年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立 人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和61年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月30日

平成19年6月にA社から支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主の届出遅延により年金給付の対象とならない記録とされているので、年金給付の対象となるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年6月度の総勘定元帳及び同年6月に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人は、申立期間に支給された賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月14日

平成 19 年 12 月にA社から支給された賞与について、事業主が賞与支払届を提出していなかったため、申立期間の標準賞与額の記録が無いこととされているが、当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳から、申立人は、申立期間に支給された賞与から 厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間に支給された賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を14万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月14日

平成 19 年 12 月にA社から支給された賞与について、事業主が賞与支払届を提出していなかったため、申立期間の標準賞与額の記録が無いこととされているが、当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳から、申立人は、申立期間に支給された賞与から 厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、14万4,000円とすることが妥当である。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を14万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月14日

平成 19 年 12 月にA社から支給された賞与について、事業主が賞与支払届を提出していなかったため、申立期間の標準賞与額の記録が無いこととされているが、当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳から、申立人は、申立期間に支給された賞与から 厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、14万4,000円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間に支給された賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を14万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月14日

平成 19 年 12 月にA社から支給された賞与について、事業主が賞与支払届を提出していなかったため、申立期間の標準賞与額の記録が無いこととされているが、当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳から、申立人は、申立期間に支給された賞与から 厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、14万4,000円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間に支給された賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を14万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月14日

平成 19 年 12 月にA社から支給された賞与について、事業主が賞与支払届を提出していなかったため、申立期間の標準賞与額の記録が無いこととされているが、当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳から、申立人は、申立期間に支給された賞与から 厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、14万4,000円とすることが妥当である。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を14万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月14日

平成 19 年 12 月にA社から支給された賞与について、事業主が賞与支払届を提出していなかったため、申立期間の標準賞与額の記録が無いこととされているが、当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳から、申立人は、申立期間に支給された賞与から 厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、14万4,000円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間に支給された賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を14万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和46年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月14日

平成 19 年 12 月にA社から支給された賞与について、事業主が賞与支払届を提出していなかったため、申立期間の標準賞与額の記録が無いこととされているが、当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳から、申立人は、申立期間に支給された賞与から 厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、14万4,000円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間に支給された賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を14万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月14日

平成 19 年 12 月にA社から支給された賞与について、事業主が賞与支払届を提出していなかったため、申立期間の標準賞与額の記録が無いこととされているが、当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳から、申立人は、申立期間に支給された賞与から 厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、14万4,000円とすることが妥当である。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を14万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月14日

平成 19 年 12 月にA社から支給された賞与について、事業主が賞与支払届を提出していなかったため、申立期間の標準賞与額の記録が無いこととされているが、当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳から、申立人は、申立期間に支給された賞与から 厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、14万4,000円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間に支給された賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を14万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月14日

平成 19 年 12 月にA社から支給された賞与について、事業主が賞与支払届を提出していなかったため、申立期間の標準賞与額の記録が無いこととされているが、当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳から、申立人は、申立期間に支給された賞与から 厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、14万4,000円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間に支給された賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を7万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月14日

平成 19 年 12 月にA社から支給された賞与について、事業主が賞与支払届を提出していなかったため、申立期間の標準賞与額の記録が無いこととされているが、当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳から、申立人は、申立期間に支給された賞与から 厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、7万9,000円とすることが妥当である。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を8万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月14日

平成 19 年 12 月にA社から支給された賞与について、事業主が賞与支払届を提出していなかったため、申立期間の標準賞与額の記録が無いこととされているが、当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳から、申立人は、申立期間に支給された賞与から 厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、8万7,000円とすることが妥当である。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を2万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月14日

平成 19 年 12 月にA社から支給された賞与について、事業主が賞与支払届を提出していなかったため、申立期間の標準賞与額の記録が無いこととされているが、当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳から、申立人は、申立期間に支給された賞与から 厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、2万1,000円とすることが妥当である。